

開会 午後1時30分

○議会事務局長（落合和之君） それでは、互礼をもって始めたいと思います。御起立をお願いします。相互に礼。

〔起立・礼〕

○委員長（倉部光世君） それでは、会議を再開いたします。

ただ今の出席委員数は、8人です。菊川市議会委員会条例第16条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから教育福祉委員会を開会いたします。

ただいまより教育福祉委員会に付託されました請願4―2 新たな廃棄物処理施設整備に関する請願書を議題とします。

協議に入る前に事務局に請願の概要について説明させます。事務局、お願いします。事務局長。

○議会事務局長（落合和之君） 局長です。請願4―2 請願について概要を説明させていただきます。

受付番号は請願4―2であります。

件名は、新たな廃棄物処理施設整備に関する請願書でございます。

受付日は令和4年5月20日です。

紹介議員は横山隆一議員になります。

請願者は菊川市・市民生活を考える会代表石井水穂様です。

請願の趣旨ですが、掛川市・菊川市衛生施設組合が運営する新たな廃棄物処理施設への参画経緯に鑑みこれまでの検討経緯、今後の見通しに関して市民説明会を求めるものです。また、学識諸氏による検討会が8月に検討を終えるとされているが、途中段階においても市民に説明を求めるものです。

私からの概要等の説明は以上のとおりです。

○委員長（倉部光世君） ありがとうございます。

審査に入る前に、請願の提出者より趣旨説明をしたいとの申し出がありましたので、請願者より趣旨説明をお願いいたします。それでは、提出者の石井様より請願の趣旨説明をお願いいたします。石井さん、どうぞ。

○菊川市・市民生活を考える会代表（石井水穂君） 石井水穂でございます。新たな廃棄物処理施設整備に関する請願書として申し上げさせていただきます。

私たちは今、菊川市の市民生活を考える会として20名で構成している団体でございます。具体的に請願をする内容につきましては、掛川・菊川市の衛生施設組合が運営する新たな廃棄物処理施設への参画経緯を議会の皆さん方もお持ちでございます。そういうことも鑑みながら、この請願をさせていただくという内容でございます。

まず、請願の1つ目は、新たな廃棄物処理施設整備について現下の進捗状況について市民説明の場を求めます。今、掛川・菊川両市が関わる検討委員会が行われておりまして、8月までにはその検討を終えるというようにされております。現在、もちろん審査中でございますから、方向性は必ずしも見通せませんけれども、検討委員会そのものはおおよそ大きなくくりとしての検討整備を終えようとしておりまして、その途中段階ではありますけれども、市民の側への説明というものがほとんど行われていないという状態でございます。具体的に言えば、先月、西方地区においてこの説明会が行われておりますけれども、これはあくまでも環境委員会に対する説明ということでありまして、参加者が広く意見を発議できるような内容ではありません。そういうことから、その1番目としては、市民説明の場を求めていきたいというこの請願でございます。

それから2つ目には、西方、それから立地の4地区などの説明会が行われておりますけれども、少なくとも全市民に直接関わる事柄でもありますので、全市民の声に接することが不可欠であるということから、市民説明の開催を求めます。

これが主たる内容でございます。

あと1点、追加をしていきたいこととすれば、菊川市においては、西方地区のいわゆる世論形成の場として説明の場を持っておりますけれども、これはあくまでも菊川市全市民の世論に関することでありますので、その辺を留意されまして、全市民が等しく関われるような場を持っていただくというのがこの請願の内容でございます。

以上のところを申し上げさせていただき、請願に代えさせていただきます。よろしく願いします。

○委員長（倉部光世君） ありがとうございます。

今ご説明いただきましたが、こちらに対して皆さまから質問ございましたらお願いいたします。15番 内田委員。

○15番（内田 隆君） 15番です。今日、ご苦労さんでございます。まず、請願の相手方なんですけど、説明を求めたいという言葉で全部くくってあるんですけど、その宛て名は、松本議長宛てになっているもので、松本議長宛てということは、議会に対してというふうに、

議会に対して説明を求めたいということですね。

○菊川市・市民生活を考える会代表（石井水穂君）　そういうことです。

○委員長（倉部光世君）　そのほかございますか。5番　坪井委員。

○5番（坪井仲治君）　ご苦労さまです。石井さんには私、連合自治会のほうで平成29年、30年とお世話になりまして、いろいろお教えいただきました。石井さんにおかれましては、過去に連合静岡ですか、長くやられて、勲章もいただいた方で、今の断面での説明ということに関して当時の連合のあたりですと、執行部、理事会の中である程度案を決めて、それからということに、多分流れになっているはずなんです。現在この設備に関して、今の検討会、検討会のこの断面で必要とされるのはどういうところをもって必要とされるとお考えですか、全市民に対して。

○委員長（倉部光世君）　石井さん、お願いします。

○菊川市・市民生活を考える会代表（石井水穂君）　大きくは2つあると思います。1つは、環境資源ギャラリー自体がいろんな事故も含めまして、直近、様々なことが起こっており、とりわけ、この施設がかなり限界に来ているという事情があって、それで全面的に検討し直そうという方向でスタートしていると、こういうように伺っております。新しい設備をつくっても、いわゆる燃焼能力などから見れば、およそ20年後ぐらいには再びまたいろんな大きな建て替えを含めてメンテナンスの場が生じてくると、こういうことが学者諸氏が言われている点でもあります。

そういった面から見ますと、端的に言えば、未来永劫、このテーマには付き合わなくてはならない、こういう全市民的なことがあり、そして執行部や議会を含めて、これに当然のように関わっていかなくてはならないと、こういう大きな事情を持っているということが1点です。

それから2点目は、この市民生活に不可欠なごみや産業廃棄物処理というテーマを考えますと、これは、何人たりともこれを避けて通れないんです。ごみは知らんぷりするわけにはいかない、そういう事情があります。したがって、この後、今を含めて、この四、五年ぐらいの間には、少なくとも全体像を固めていかなくてはならないと、こういう段階にあるだろうというように捉えておりまして、そういう視点からすると、この中でどのような方向性をたどっていくことが最も適切なのかと、こういうことが当然のように問われていきます。しかし、それは、結論が出たからそれを皆さんにお示しするというところだけでは、どうしてもこれは不足が生じていくと思います。それは、様々な意見を皆さん方で集約していくとい

うことがどうしてもその中には必要になってくるだろうというように考えております。したがって、その折々で市民説明の場をきちっと持っていただいて、その上で、最終的な方向づけをしていただくということが最も適切な措置であろうと、こういうように考えまして、その請願の対象にしたと、こういうことでございます。

○委員長（倉部光世君） 坪井委員。

○5番（坪井仲治君） すいません。ありがとうございます。ということは、そういう説明が必要である設備であると、そういうことですけど、今やっていること自体がその設備の将来性も考えた上で、方向性も考えた上で、環境も考えた上で検討会委員の先生6名の方がそれぞれの分野、専門分野を持っていますので、立場、角度から検討されている段階ですが、この段階でも必要ということですか。

○菊川市・市民生活を考える会代表（石井水穂君） そうですね。それは、1つは、どうしても住民というものが絡んだ施設なり、環境なり、生活環境なり、そういうものになっていくことは間違いのないわけです。言ってみれば、出したごみどうすんだいと、こういうことでございますので、そういう面からすると、どうしても市民が関わらなくてはならない事業の一端でもあろうというように思います。したがって、触れましたように、西方地区だけのことで処理をしていくというふうに、今当然これは無理があろうと思います。したがって、4万7,000市民の皆さんとの間でどのような方向付けなり、その検討の過程でつまびらかにその事情を説明し、意見交換をしていくということが、これこそ極めて重要な展開であろうというように考えているということです。

○委員長（倉部光世君） ありがとうございます。5番 坪井委員。

○5番（坪井仲治君） そういうことで、市民の皆さんを含めて、4万7,000の何人見えるかわかりませんが、市民説明会、今意見交換と言われましたね。意見をいただいて、それを反映せにゃいかんと。そういうことを実際この設備をつくるに当たって、今の段階で市民の皆さまができるかどうかなんですけど、どうでしょうか。

○委員長（倉部光世君） 石井さん。

○菊川市・市民生活を考える会代表（石井水穂君） それは、何と言っても、市民の皆さん方が、まずこの様々な事情を知っているかどうかということが1つは言えると思います。全く無関心な状態であったとすれば、決まってからそれがお知らせの形で出てくるというのは、明らかに全体とすれば手遅れになります。様々な形でごみ処理にかかる費用を出していかなくてはならないわけですので、これは、どうしても途中段階において、皆さん方にこういう

方向性で物事が進んでいきます。そういうことでまず皆さんの理解をいただきたいということとは必要不可欠な事情であろうかというように考えています。

○委員長（倉部光世君） 坪井委員。

○5番（坪井仲治君） 今、5月ぐらいにもアナウンスしているんですけども、ホームページで、掛川の3回目のこの前終わりましたということで、いろんな内容出ています。ユーチューブも出ています、ということは、あの範囲ではだめなんですか、その説明。

○委員長（倉部光世君） 石井さん。

○菊川市・市民生活を考える会代表（石井水穂君） 現状においては、この前の3回目の検討委員会を終えた、それから地区で説明会を行った、これが今のところの限界ですよ。しかし、これから先、まさしく8月ぐらいで検討委員会が終わったとすれば、それ以降のところ、言ってみれば第2ラウンドとしてまた次の動き方になってくると。ですから、8月が仮に過ぎたらすぐやれということまでは申し上げません。しかし、おおよそ私の認識からすれば、11月、12月ぐらいの段階にはぜひやっていただきたいもんだなというように考えています。まず、第1回目のそういう市民説明の場というものはやっていただきたいということがあります。

○委員長（倉部光世君） 坪井委員。

○5番（坪井仲治君） そうしますと、この文面の中ですと、「8月に終えようとしています。方向性は見えません。途中段階」、途中段階というのはどこの段階のことを言われておりますか。

○委員長（倉部光世君） 石井さん、お願いします。

○菊川市・市民生活を考える会代表（石井水穂君） ですから、それは、おおよそ8月ぐらいで一定の整理がついたという仮定をすれば、そこから後の少なくとも半年間ぐらいの間ではやってほしいということです。

○5番（坪井仲治君） わかりました。状況わかりました。

○委員長（倉部光世君） そのほかございませんか。よろしいですか。

[発言する者なし]

○委員長（倉部光世君） すみません。私から。

今、8月終わった後とお話聞きましたが、ここの2番の速やかにということが書いてありましたで、最初読んだだけですと、今すぐと捉えていたところがありました、そういうことでなく、8月の審査終わった後ということでもよろしいでしょうか。

○菊川市・市民生活を考える会代表（石井水穂君） おおよそそういう判断をしております。  
速やかにという言葉の私どもの使い方からすれば、それは、当然のように議会の関係者のところの様々な検討を含めながら、当然市民に対する啓発、段取りの時間的な要素も必要になってくるだろうというように思いますので、そういう段取りを踏まえた上で、進めていただきたいなということでございます。

それからもう1点追加すると、ほぼ例年10月から11月ぐらいに支所を中心としたまちづくり懇談会という場があります。例年どおり行われるというようにすれば、例えば、まちづくり懇談会の場を使ってやろうとすることもあり得るかもしれません。しかし、私のほうは、議会に対してお願いした、その議会関係者の施設組合が関わっていることに関連をすることであれば、そちらのほうとある程度至近距離で行われるということも、それは当然あり得るだろうと思います。ただ、併せて、いわゆる開催時間もある面では非常に少ない時間になる可能性も持っているということでもありますから、これはまさしく菊川4万7,000市民に等しく関わることですから、そこには十分時間を取っていただきたいもんだと、こういうようなことも間接的に申し上げさせていただきたいと思います。

○委員長（倉部光世君） そのほかございますか。皆さんからご質問。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

では、以上で提案者からの質問の時間を終わりたいと思います。石井さん、ありがとうございました。

○菊川市・市民生活を考える会代表（石井水穂君） では、失礼します。

○委員長（倉部光世君） それでは、本請願について協議したいと思います。皆さんからご意見をいただきたいと思います。挙手の上、ご発言をください。12番 鈴木委員。

○12番（鈴木直博君） 横山さんのご意見というんでしょうか、これに対して、補足するようなことがあったら、お聞かせいただければと思います。

○委員長（倉部光世君） 16番 横山委員。

○16番（横山隆一君） 現状、こうした事業、行政部における事業は、私が常に言っているのは、情報の提供が一方的だと。例を挙げて言えば、先般あった上水道の漏水事故についてもそうですが、担当課への、担当課だけではなかったかもしれませんが、500件を超える問い合わせがあった、これについてもわかりやすいと思うんですが、やはり情報の提供というのは非常に重要だということを皆さん感じられたと思います。今回の、駅についてもそうだったんですけども、今回の一般廃棄物の処理場計画に関しても、新聞報道でされたり、先ほど言

ったように、行政区としてみると、ホームページにアップしたり、検討委員会については、公開されている、だからいいというのではなくて、やはり対話型のそうした情報提供というのはすべきであると。最近、行われている議会報告会でも、それぞれの会場で、このギャラリーにおける質問が出されているんですが、あの質問の内容を聞いても、新聞報道や公開されているとはいってもほとんど理解されていないという実態が、皆さんも感じられていると思います。石井さんが言っていましたけども、当該地区、自治市だけではなくて、やっぱり全市民に関わる問題でもあるし、私は、説明をしないという行政部のしないというリスクというのではないというふうに思っています。ぜひ、そうした形で進めていただければと思います。

議会に対して説明会をとという石井さんの話にありましたけども、議会からの説明というのは、内容的にも極めて限定的な説明にしかならないと思うんで、私は、そこまで石井さんとは話をしてありませんけども、議会の持っているギャラリーの建設委員会に対する考え方であるとか、あるいは今後の方向性であるとかについては、行政部にも補足説明をさせるとか、詳細説明をしていただくとかというものも含めて多様になればいいなというふうに考えておるんです。石井さんも以前そんなことを言っていたんですが、今回のこの中にもちょっと文章的には盛り込まれておりませんが、そんなふうに私は考えています。

○委員長（倉部光世君） 皆さんからご意見。15番 内田委員。

○15番（内田 隆君） 15番です。まず、一番最初に聞いたように、説明を誰に求めるだつて聞いたら、議会に求めると言いましたので、それははっきり言ったと思うんですよ。そうすると、実際、議会のほうで持っている材料というのは、今、一部でやってもらったり、中で議論で説明したりというようなこと以上に、そんなたくさん持っているわけじゃないですよ、実際。横山さんが言ったみたいに、こっちでわからんで執行部連れていくというほうが、それはおかしな話であって、あくまで議会に求めるということであるなら議会で説明できるかできないか、そこをやっぱり判断をしてから進むべきものであって、当初、この前の議運の中では、横山さんは執行部に対する応援団だという言い方をされていたので、当然、執行部が説明するのに対して、議会もやっぱり説明すべきだというような請願かなと思って聞いていたんですけども、そうじゃなくて、ストレートに議会が説明すべきだという説明でしたので、やっぱりそのことから外れないような議論をして、できるならしていけばいいし、難しいなら否決をするということしかないと思うんですよ。ですから、議会に説明をとのことですけど、議会が持っていることを説明しても、やたら判断をするというところ

ろまではとても行ける状態じゃないと思いますので、やっぱり議会に対してこの質問書を突き付けられてもなかなか大変かなというふうに思いますけど。

○委員長（倉部光世君） 14番 山下委員。

○14番（山下 修君） それこそ、一番最初の誰に対しての請願かという部分で、逆に議会に対してなら市民説明会やとるみたいな、請願になるんでしょうかというような感じは受け取ったんですよ。この問題について一般質問でもあったとおり、今検討会が進められておいて、8月末をめどにその検討が進みます。それが終われば、行政としては、その検討会の諮問を受けて、方向性を確認します。それを地元の3区に対してご説明を申し上げます。了解を取ります。ある程度 of 了解が取れば、議会のほうに上げてきます。それは、両市の議会と言っていましたよね。その後一部組合へまた上げてきますよと、こういうことを多分行政のほうは答弁されたもんですから、そこら辺まで行って初めて報告ができるという、議会としては、そういう形になるかと思うんですよ。ですから、ちょっと先の話というか、石井さんも求められているのが10月から11月頃とかって言われたもんで、ちょっとそのあれがこの文書の内容とちょっと違うのかなと思いつつ聞いていたんです。そんな感じを受けたもんですから、本当に議会に対してだと請願になるんですかね。

○16番（横山隆一君） 議会に請願を求めるということはできないわけだから。

○委員長（倉部光世君） 書いてある内容とおっしゃった内容がちょっとずれている場合は、私たちはどっちを優先したらいいのか、読んでも、さっきの10、11の説明とかということは読み取れなく、今やってくださいとしか読み取れないので、そういう場合はどうすればいいんですか。

○12番（鈴木直博君） 書面を例にといいますか、正として。

○委員長（倉部光世君） そのまま受け取るとすると、ちょっと今すぐはできないし、対象者がどちら、この文章読んで、私も執行部に求めているとばかり思っていたので、何か、あれ議会だったんだなと思って、我々がそこまで今説明できますかという、ただ、意見交換をしてほしいというところが主かなと私はちょっと聞こえたんですけども、ただ説明ができますかという、今あるものしかできないので、書いてある内容とおっしゃっている内容とのギャップはどうすればいいのかなと思ってしまいますけど、あくまでもこの書いた内容で審査してしまうと、ちょっと今すぐは無理ですとなってしまうのかもしれないですけど。  
16番 横山委員。

○16番（横山隆一君） 16番。明らかに言っていることは、市民への説明が足りないという

ことで説明を求めているわけですよ。先ほど内田委員が執行部に説明させるのはおかしいと言いましたが、決しておかしくはない。議会が主導をして、市民説明会を開催する。それについて、議会としての対応は当然説明はできるわけですからしなければいけませんし、それで、その経過については、詳細については、執行部が当然一番よくわかっているわけですので、その説明をしていただくと。これによって市民周知が図られていくということであるならば、そういう意味で捉えるべきであるというふうに私は思いますので、何ら不都合な点もないように私は思います。いかがでしょうか。

○委員長（倉部光世君） ほかの皆さんいかがでしょうか。まだご意見おっしゃっていない方、いかがでしょうか。5番 坪井委員。

○5番（坪井仲治君） 5番です。いずれにしても、石井さんは今まで大きな組織を束ねてきた方ですので、この段階でいろんな意見をもらおうと混乱するというのはご自身ご存じなものですから、そういう意味である程度方向性が決まった段階でとおっしゃっていますので、ちょっとこの請願とのご自身が思っていることとちょっと違い過ぎるという部分と、あとは、われわれが今の断面で議員としてこの設備に対して、現段階での説明というのはちょっと無理かと思います。

○委員長（倉部光世君） 16番 横山委員。

○16番（横山隆一君） ですから、先ほど私も申し上げたし、内田委員も申し上げており、我々が持っているこの建設に関する知識というのは限定的なわけですから、その不足する部分については執行部にお願いするという形でいいんじゃないですか。この請願の趣旨というのは、住民周知を図るために出されているものですので、そうした意味から、この請願を判断すべきだと私は思います。

○委員長（倉部光世君） ご意見ですが、何かご意見いかがでしょうか。15番 内田委員。

○15番（内田 隆君） 15番です。横山委員はそのように、こちらが主導して会を開くところまでやれば、あとは執行部に応援を頼めばいいじゃないかというように聞こえるんですけど、やはり、議員ですので、ある程度まで議員がしゃべれない補足部分を執行部にお願いをするというやり方でないと、どんな会合もやっぱりうまくないと思うんですよ。そういう中において、今我々が持っている情報、特に我々が持っている情報をもう少し執行部のほうでもまだ説明ができるような人たちの中というのは、公にしていかがどうかということすらもわからない状況の中で、知っていてもまだ取りまとめの最中のときには多分しゃべれないと思いますので、そういうことを含めると、我々がもう少し理解をして、我々がしゃべったこ

とに対して補足ができるというのを執行部にお願いをすることはできるけども、我々がわからないとこまでその場で、逆に言うとその場で質問したいぐらいの話のものはやらない方が私はいいと思います。

以上です。

○委員長（倉部光世君） 16番 横山委員。

○16番（横山隆一君） 16番 横山です。重要なことは、私は、この住民説明会を開くべきだということは執行部に対してもこれまでも公の場で言ってきました。回答とすると、まだ結論が出ていないから説明はできない、会議の公開もしているし、ホームページでもアップしていると、そういったような説明があったんですが、重要なことは、先ほども幼稚園の施設の問題もありましたけども、プロセスが一番大事なわけですよ。途中経過だからこそ市民意見を聞く、この作業がこれまではほとんどやられてきていないんですよ。駅の問題のときもそうだったんですよ。課題は山積していたわけですけども、それに対して何ら決定事項だからというような進め方をしてきたわけですよ。それによる行政への不信感というのは、私たちが感じている、私は議員長くやっているんで、そういったことというのはある程度理解はしているんですが、そこが問題なんですよ。結果が出てから報告するのではなくて、結果が出る前にきちんと市民と対話をするということ、それによっていろんな障害はあるかもしれませんが。あったにしても、それらをやっぱり住民との理解をする中で進めていくということが極めて重要だと私は感じています。一つ一つの意見を聞いて、これが計画が変更されるということは、これは問題もあろうかと思います。しかし、議会で議決をして進めていくということであるならば、正当性は必ずそこにあるわけですから、絶対説明できるはずなんです。課題に対しては、きちんと答えるという姿勢が私は足りないというふうに思っていますので、今回いい例ですので、ランニングしている途中で、やっぱり説明はちゃんとやっているということが私は必要だというふうに思っています。

○委員長（倉部光世君） 坪井委員。

○5番（坪井仲治君） 5番です。先ほど私、お伺いしたときの請願者のご意見とちょっと今違うんですけど、その辺はどうなんですか。

○16番（横山隆一君） どこが違う。

○5番（坪井仲治君） 請願者の石井さんは、ある程度方向性が出た時点、8月です。すぐとは言わずに秋でもいいからそこでやってくれというご本人、途中ですと混乱が起きるということも言うておりましたんで、そのあたり、請願者のご意見を尊重するべきだと思うんで

すけど、いかがでしょうか。

○委員長（倉部光世君） 書いていただいたことと、今お話されたことは内容が違うので、我々的には、ここの文章だけでいくと、ご本人も言っていることがずれていらっしゃるのでは、はいとは言いにくい状況が今あるんじゃないかと思います。隆一委員おっしゃることも重々わかりますけど、この文章の中だけでなかなか議会の執行部も事前説明、対応が足りないというところはよくわかりますけど、この請願だけでそれがわかるかという、石井さんがおっしゃっているのがこれと違うところがまず私たちの的には困りますよねという。そう書いてくたされば、終わった時点で説明をしていただきたいという書き方を最初からしていただければ、それはすんなりたぶん行ったんですけど、今のことを書かれて、速やかにということですので。そういうときはどうすればいいでしょうか。

○16番（横山隆一君） 確認するしかない。

○委員長（倉部光世君） 話した内容と書いた内容が違うと。

○16番（横山隆一君） 解釈、恐らくできなかつたと思うんです。この文書で速やかに市民説明会を求めている。

○委員長（倉部光世君） 速やかで、途中経過を言ってほしいという内容ですよね。落合事務局長。

○議会事務局長（落合和之君） 私のほうから、どうしたらいいのかということは申し上げられないですけども、先ほどから委員長言われているように、今ここに書いてある内容と、今日来ていただいて、質疑の中で話した石井さんが話されたこととどうも違っているというのは、状況はあると思います。そこについて、本来でしたら確認が必要だとは思いますが、ただ、今日、この委員会の中である程度結論を持たないといけないというところもありますので、そこをどうやってというのが、ちょっとごめんなさい。

○委員長（倉部光世君） ここで、例えば今日採決しても、今日の石井さんのお話は要はあの方は聞いていないわけで、委員長報告とかには入れるかもしれない、入れていくとは思いますが、本会議にかけたときに、そこで例えば討論していただいて、その内容を言っていて、今度は違うんですよという話をしていただかなきゃいけないのか、あくまでもこれ読んだ上ではちょっとお話が違っているのです。

○委員長（倉部光世君） 事務局長。

○議会事務局長（落合和之君） 確認を今しているところですが、まず、方法として、あるやり方として、今後のこの委員会の中での方法ですけども、まずは、この請願書として出してい

ただいたものと、今日話していただいた内容に違いがあるということであると、まず1つの方法としては、請願者に対して請願の取下げをしていただくというのが1つ。それは、例えば内容として、今日、先ほど言われたような内容として、ここに書いてある速やかなところ、今おっしゃっていただいたことと違うということを理由にというようなこととか、あとは、もう一つは、さっき誰宛てにということを最初お話したときに、そこがちょっと確認を取れていなかったという部分もあるので、そこをもう一つ理由としていただいて、今回取下げをしていただくというような方法が一つ、それからもう一つとしては、この内容について、やはり今日聞いたけども、今の説明していただいた内容と違うので、今回のこの請願については採択しないというような方法は1つ、その2つの今の現時点ではやり方になるかと思います。

○委員長（倉部光世君） ということです。12番 鈴木委員。

○12番（鈴木直博君） やはり、この請願の要旨というのがありましたね。要旨というのは、ここに書いてあることの中からつかむというのが要旨をつかむやり方で、内容と違うような見解というんでしょうか、そういうことは、それはここでは認めるべきじゃないと思うんですよ。ですから、最後に言われた、一旦これは請願として採択しないということで処理をさせていただきます、また新たにこういう本来思っていたらっしゃる内容について出し直していただくのか、そんならいいやということなのかわかりませんが、とりあえずこの4—2という番号の請願については、採択しないという結論にしていくのがいいんじゃないかと思います。

以上です。

○委員長（倉部光世君） 16番 横山委員。

○16番（横山隆一君） 16番です。請願の趣旨の中で、言わんとしていることは、ここで書かれている6行目、立地地区への説明会は開かれています、全市民を対象とした説明会はありません。その下には、全市民に等しく関係する設備ですので、広範囲に説明を求めるといことと、最後に、つきましてはというところでは、これまでの検討経過、今後の見通しに関して市民説明会の開催を求める。この部分だと思うんです。議会としては、これまでも合同で掛川市と両市議会で説明会を受けたりはしてきているわけです。その中でいろんな質問等も出されている。そうしたことの説明であるとか、できるはずですよ。私はこの趣旨に鑑みれば、やはり具体的にどういう方策でもって具体的な説明会をするかということは、検討課題にはなると思うんですが、この趣旨に鑑みれば、私はこれは妥当性のあるものだと

私は思います。私は、そのように考えますがいかがでしょうか。

○委員長（倉部光世君） 上に「お願いします」とあって、記で1、これ、2、これという書き方がされているので、上だけで終わってれば、もしかしたらそういう考えもできるんですけど、やはり下の2つがついていて、今の石井さんからの説明という、書いてあることとおっしゃっていることが違っていると、なかなか私たちもはいという回答ができない方もいらっしゃる、深読みして、いいですよって言えるものより、書いてあることがイコールになってしまうような気がしますけれども、何か皆さんからご意見。落合事務局長。

○議会事務局長（落合和之君） 落合です。先ほどもちょっと2案というようは話をされた中で、ちょっと訂正をさせていただきたいんですけども、請願者が請願を撤回するというような場については、それはあくまでご本人さんが申し出てやらなきゃいけないという状況であるということと、その場合については、議長の承認を得なければいけないということもありますので、ここで何かをこの皆さんから何かご本人さんにとすることはもちろんできませんし、ご本人さんはそのつもりがなければこの請願はそのままあるということで、方法としては、先ほど鈴木委員が言われた方法かその辺を議論するべきなことになるかと思います。

○委員長（倉部光世君） ここで採決をさせていただいた上でご本人に話をするという形ですか、それはなくてとにかく、採決ここで取っちゃうと取下げはできないんですか。

○12番（鈴木直博君） この内容で採択できるかどうかを議論すればいいんじゃないですか。要旨が変わっちゃいますよね。本人が今言われていることと、この書面の内容と。

○委員長（倉部光世君） 一応、今日の委員会は、この文書についての採決をさせていただいて、委員長報告をつくって、本議場で報告するしか多分ないと思いますので、また本会議場で総務建設委員会の皆さんがどう考えられるかというところです。もし、石井さんにこの今日の説明させていただいて、おっしゃったことと内容が違っているので、ここで不採択になりましたけどと言った後にじゃあ1回取り下げますということができるんですか。とにかく最後まで行っちゃうしかないということですよ。16番 横山委員。

○16番（横山隆一君） 16番です。ここで言っていることは、速やかに云々とかということに関してということよりも、情報不足があることによって市民説明会の開催を求めるとというのが一番のところですよ。これが、議会にということであるならば、方法としては、議会が持っている材料が少ないから、市民に対しての説明を執行部に求めるという方法は手段であって、ここでは、市民説明会を求められているわけですから、これをやるかやらないかです。請願者の趣旨というのは、今言う市民説明会の開催を求めてきているわけですから、

これを採択するかしないかですよ。

○12番（鈴木直博君） それは速やかにやるかどうかというのが変わってくるんですよ。

○16番（横山隆一君） 変わってきますかね。

○12番（鈴木直博君） 速やかになって書いてある以上は、早くやれという、そういう請願ですから、ゆっくりもう1回出し直すというのもできないわけじゃない、だめですか。これ一旦不採択にして。

○委員長（倉部光世君） また9月に改めて出していただくしかなくなる。

○12番（鈴木直博君） 2回やっちゃいけないというルールはあったような気がします。

○5番（坪井仲治君） 取下げだったら問題ないですよ。

○委員長（倉部光世君） 取下げは今ここで不採択するとそれは、今の前じゃないと。

○16番（横山隆一君） この中でも書いてあるように、言葉というのは、質問に対して答えたかもしらんけども、1番のところの記のところでも、途中段階においても市民への説明は必要ですと書いてあるじゃないですか。今の言葉の中でそういったかもしらんけども、文章からすればそういったことじゃないですか。どっちがどうっちゅう話をするなら、途中段階においてと書いてあるわけですから。

○委員長（倉部光世君） 一番下の速やかにがなければいいのになって思えてしまいますけども。12番 鈴木委員。

○12番（鈴木直博君） 私これを読んで感じていたのは、議会が持っている情報と、普通の市民が持っている情報ってそんなに差がないような気がするんですよ。インターネットとか何かで、それから傍聴、そういうことをして得る情報というのと。ですから、今説明をしろと言われたときに、市民のためになるような情報を提供できるということでもないような気がするんですよ。むしろ、8月に検討委員会の結論が出て、それをもとに両市で検討をまたして、そして、次のステップに進んでいくわけですが、その辺で、例えば一部事務組合の検討が入ったときに、そこから出てくる情報なんか直接市民に伝わるわけじゃないのかもしれませんので、そういった情報を含んで説明をするということはあってもいいのかなというふうに思います。今やったとしても、そんなに大きな違いがないという、そういうこともあるような気がするんですけど。

○委員長（倉部光世君） こういう意見交換をしたいというほうが主かなと私は聞いていて少し思ったんですけど、市民もこうやって考えているぞというのを議会の人たちに聞いてほしいというところだと思いますが、この文章でいくとなかなかちょっとそこが理解できるよう

なできないようになってきているのかなど。

○委員長（倉部光世君） 15番 内田委員。

○15番（内田 隆君） 15番です。今たまたま議会報告会やっていて、議会報告会の中でもギャラリーのこと説明をして、自分たちが持っている説明の材料というのはほとんどその場で出しているんですよ。ですから、今説明会をやったところで、あれ以上のものは何もないというのは現実の話としてある以上、それで、流れとしては先ほど言ったように、8月に向付けが出て、それで、両市である程度また次の段階の話をして、そのことで地元がよくないと絶対だめだもんで、地元の話が入って、地元もこれで同意してくれたけど、両議会はどうですかという、ここところが一番大事な話で、そのときに傍聴ができるなら傍聴してもらいたいと思いますし、そのときにどんな議論があったって、そのことを求められるなら議会の説明できるんですけど、今現時点でものを持っていけば今報告会の中で日々変わったものにも含めて、わかっている範疇で皆さんのとこ説明しているというのが現実ですので、この請願を受け入れたとこで、やはりやることについては非常に難しいっておかしいですけど、説明する内容がないんじゃないかなという事実あると思いますので、今のこのことだけで話をするなら、このものが不採択にさせていただくほうがありがたいなと思いますけど。

今、ほかの議員がやり取りというのは、場所によっては結構やり取りをさせてもらっていることも事実ですので、議会報告会、確かに4人しかいないにしてみても。ですから、結構現時点で我々がやっていること自体がある程度のそういう実施の話だと思えば、今の現時点ではそれ以上のものは何もないということではないかなと思いますけど。

○委員長（倉部光世君） ありがとうございます。そのほかご意見ありますか。

[発言する者なし]

○委員長（倉部光世君） では、一通りご意見が出されたようですので、採決したいと思います。

本請願を採択すべきという方の挙手を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（倉部光世君） それでは、挙手少数。よって、本請願は不採択とすべきものと決しました。

それでは、23日の本会議で不採択とすべきものとの委員長報告を行います。

なお、委員長報告の作成につきましては、正副委員長に一任願います。

以上で、請願4-2 新たな廃棄物処理施設整備に関する請願書の審査を終了します。

横山副委員長、ご挨拶をお願いします。

○副委員長（横山隆一君） 請願については、不採択になりましたので、討論を出したいと思  
いますので、考え方を改めていただくことも十分にできますので、ぜひ考えていただきたい  
と思います。

この請願については、以上で終わりたいと思いますが、私のほうから1点、今日感じたこ  
とを申し上げますが、今日問題になったのが、幼稚園の問題、それから、体育館の今後のあ  
り方について出されましたけども、当初予算でこれが計上されなかったということも大きな  
問題ですが、それと同時に、特に北幼稚園の問題については、これは勉強会したので、予算  
審査に関わることはありませんでしたが、体育館については、策定料とか、お金がかかっ  
てきています。そうした審査の中で様々な問題が今日も見受けられたわけですが、今回、そ  
の対象にするかどうかはまた皆さんでご判断をいただきたいと思いますが、附帯決議につい  
てですけど、ある自治体の議会なんかでは、年間に5本も10本も採決に出しているところ  
があるんです。私もちょっとこのところその話が出て、私は、昔から附帯決議は出すべきだ  
ということで申し上げてきたんですが、たまたまこういった話になっておりましたので、調べ  
たんですが、そうした大きな課題を持つ事業について、地区に、執行部に対して説明会を求  
めていくという、そうした附帯決議を出しているところはかなりあるんです。ですから、今  
回は予算審査に関わるものでしたので、北幼稚園の問題はそうではなかったんですけども、  
体育館等については、先ほど直博委員が言ったように、様々な観点から在り方論も含めてや  
っていくべきだということを考えれば、付帯決議に値する内容じゃないかなと思いますので、  
時間のほうもありませんけども、手続も、附帯決議という一応ルールがありますので、す  
ぐにというわけにはいかんかもしれんけど、ちょっと事務局のほうでも附帯決議における手  
続き、調べていただいて、もしそれが可能であるならば、私は、こういったことも取り組ん  
でいくことも必要かなと、そんなふうに思いました。

以上でございます。

○委員長（倉部光世君） ありがとうございます。以上で、教育福祉委員会を終了します。  
お疲れさまでした。

○議会事務局長（落合和之君） 互礼をもって終わりたいと思います。御起立をお願いします。  
相互に礼。

〔起立・礼〕

閉会 午後2時30分